

竹町のしぜんを守る会

令和8年度 第1回運営委員会

【令和8年度 新役員と活動団体及び運営委員】

新役員

代表 船橋 隆男
副代表 船橋 紀雄 北川 誠次
会計 船橋 康秀
庶務 北川 進市 青木 昇治
相談役 荒川 雅男

活動団体と運営委員（各活動団体は本会の構成員として、国へ届け出ます。）

竹町自治会 船橋 紀雄 船橋 勘一郎 小川 英俊
富田 甚弘 船橋 光雄 青木 昇治

竹町農事改良組合、竹町農用地利用改善組合、農事組合法人竹町農業生産組合

北川 誠次 奥田 徹 荒川 敏和 川橋 幸己 船橋 雄平
東 純市 中川 昭三 荒川 雅男 小西 信弘

西部土地改良区竹町総代 川橋 幸己
理事 荒川 雅男

竹町老人会 川橋 袖子

竹町まちづくり協議会 荒川 博之

竹町のしぜんを守る会事務局 船橋 隆男 船橋 康秀 北川 進市
青木 昇治 荒川 雅男

(以上20名)

【今までの活動経過】

4/8 (水) パイプライン点検 (土地改良、事務局)

【年間活動計画と当面の活動予定】

1. 年間活動計画：前年度末総会で素案確認(一部変更)
P.3 を参照下さい

2. 水守当番：4/26 (日) 4/29 (水) 5/2(土)~5/3(日)・5/16(土)

- ・代掻き作業の分業に伴い水守当番日程の分散を実施する
- ・P.4 水守り当番表で担当日を確認ください。
- ・公民館 8:00 集合 (4名/班)
- ・カメラ、記録表は公民館玄関に置いておきますので点検が終われば、元の所に返却ください。
- ・当番表通りに出られない場合は、個別に交代をお願いします。

※水守当番は漏水管理だけとなっています。スコップ等を持参下さい。

- ・**必ず、それぞれの日付の担当圃場土手の見回りと写真撮影を！！**

3. 農道、水路法面草刈り(自治会)5月17日(日) 予定

例年通り、日野川堤防の草刈りの後に農道、水路法面の草刈りを行います。

4. 農道、水路土手の草刈り:6/21(日) 予定

R6 年度からの取り組みになります。年 3 回自治会で町内の大きな縦水路の土手の草刈りを行っていますが、一方、圃場周りの土手の草刈りは耕作者の手で行われています。耕作者が減少してきた中で、草刈り作業の負担軽減として現在、行っている自治会の草刈りとは別の場所になりますが、より多くの人数で土手の草刈りを行えればと考えます。場所については、今後の状況を見ながら、耕作者と相談の上、あまり危険な作業にならないように選定します。昨年度自走式草刈り機も購入し、現在 2 機保有していますので、活用していきたいと思えます。

【お願いと注意事項】

- 1) 自治会主催の草刈り時の燃料、飲物の手配と精算について
 - ①「堤防の草刈」だけの場合は、制度対象外⇒自治会で精算をお願いします。
 - ②「堤防の草刈+水路法面」及び「水路法面の草刈」は制度の対象となります。
自治会で燃料、飲物を手配の上、「竹町のしぜんを守る会」名で領収書を貰ってください。しぜんを守る会で精算します。熱中症対策の塩飴等は認められなくなりましたのでご注意ください
- 2) しぜんを守る会関係で買い物をしていただく場合
 - ・ 10 万円以上の出費は 3 社以上の見積が必要です。事務局に相談ください。
 - ・ **立て替え購入の場合は、必ず現金で（ポイントカードは使わない！！）**
またレシートにポイントは付けないで下さい。
 - ・ 領収書宛名は「竹町のしぜんを守る会」で、備考欄には購入品目を記載下さい。
- 3) 伝票処理について
 - ・ 立替払いをして頂く際には返金と引き換えに必ず「しぜんを守る会」に対して領収書が必要になります。領収書は事務局で用意しますので、署名又は領収印をお願いします。一昨年あたりからは会計が立替払いをした形をとっています。立替払いの際には速やかに会計に連絡してください。

以上